

高産第115号の2
令和3年11月17日

高砂市農業委員会
会長 北野 益生 様

高砂市長 都倉 達也



農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について

令和2年5月8日付高砂市農業委員会会長より提出された「農地利用最適化推進施策に関する意見書」について、下記のとおり回答します。

記

1 遊休農地の発生防止及び解消

(1) 本市には農業振興地域がなく、農地バンクの活用については、市街化調整区域に限り活用が可能となっている。農業振興地域にしか適用されない補助制度については、市街化調整区域でも同様に活用できるよう国・県に要望していきたい。

また、遊休農地対策では、地域の農業者や農業委員会、兵庫南農業協同組合などとも連携しながら遊休農地解消に向けた制度について調査研究していきたい。

(2) 農業の基盤整備を行うことは生産性の向上や営農条件の改善を図ることができ、遊休農地の減少にも資すると考えている。農業基盤整備のうち水路については、用排水路改良工事で土の水路をコンクリート水路に改築し、水量の安定を図っており、また、泥揚場をコンクリート化し雑草等が生えないよう容易に維持管理ができる整備を進めている。今後も国・県など関係機関と協議しながら必要な基盤整備に取り組んでいきたい。

(3) 本市においては、第5次高砂市総合計画の主要な取組として、農地の持つ多様な機能を生かし、市民農園や農業体験など農に親しむ楽農生活の支援など、農地

維持活動を支援することにより、良好な景観形成や環境保全機能の発揮を促進することを掲げており、都市農地の重要性は理解している。市民農園の開設・管理支援制度については、国・県の制度の利用を検討いただき、その支援制度が行き届かない農地について、どのような支援制度が必要か調査研究していきたい。また、都市との交流についても他市町の事例など踏まえて調査研究していきたい。

2 担い手の育成や支援

(1) 新規就農について

新規就農者の確保は、本市においても農政における喫緊の課題として取り組む必要があると考えており、県農業改良普及センター、兵庫南農業協同組合と協力し、相談体制を整えている。新規就農者支援制度については、平成28年度に策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、国・県の支援制度を活用した受け入れ体制はできているが、市独自の支援制度創設については、他市町の事例も調査しながら本市に必要な支援制度について検討していきたい。また、人・農地プランが作成されれば新規就農の受け入れ先の他、耕作放棄地対策など国・県の補助金が活用できる範囲が広がるため、農業委員会、兵庫南農業協同組合などと連携しながら地域の農業者の方々に作成を働きかけていきたい。

(2) 地域農業管理事業について

遊休農地の増加は、農地の転用増などにつながる重大な課題と考えており、遊休農地対策としての農作業、休耕田草刈、耕うんを行う組織の創設については、まずは農地中間管理機構・ふあーみんサポートなど既存組織を活用するなどしていき、その中で足りない点があれば、地域農業管理事業などの組織編成について、農業委員会・兵庫南農業協同組合などと調査研究していきたい。

(3) 兼業農家・小規模農家について

国の施策は農地の集約化や大規模農家や集落営農などに向いており、本市が対象になる事業は少なく、国・県には、施策の拡大拡張に向けた要望を行っている。

本市としても農地の持つ多面的機能を確保し、兼業農家・小規模農家が営農していくけるような施策について、国・県、地域農業者と連携し必要な支援策等を調査研究していきたい。

3 その他

(1) 税負担の軽減について

市街化区域農地の税負担の軽減については、生産緑地制度など諸制度について十分な調査研究が必要と考えている。特に生産緑地制度の創設については、市街化区域農地が持つ防災機能や良好な景観の形成など都市環境を守る役割など、本市のまちづくりにも関係し、また、市の財源にも影響を及ぼすため、関係部局と十分な協議を行いながら調査研究していきたい。

(2) 事務局職員の体制強化について

令和3年度の組織改正により、農業委員会事務局と生活環境部産業振興課農林水産係を統合し、兼務ではあるが組織体制が3名から9名に増員になった。今後は、事務執行に当たり流動的な体制が取れることから、事務の継承並びに職員の体制の強化を図り、市民サービスの向上や適正な事務の執行につなげていきたい。